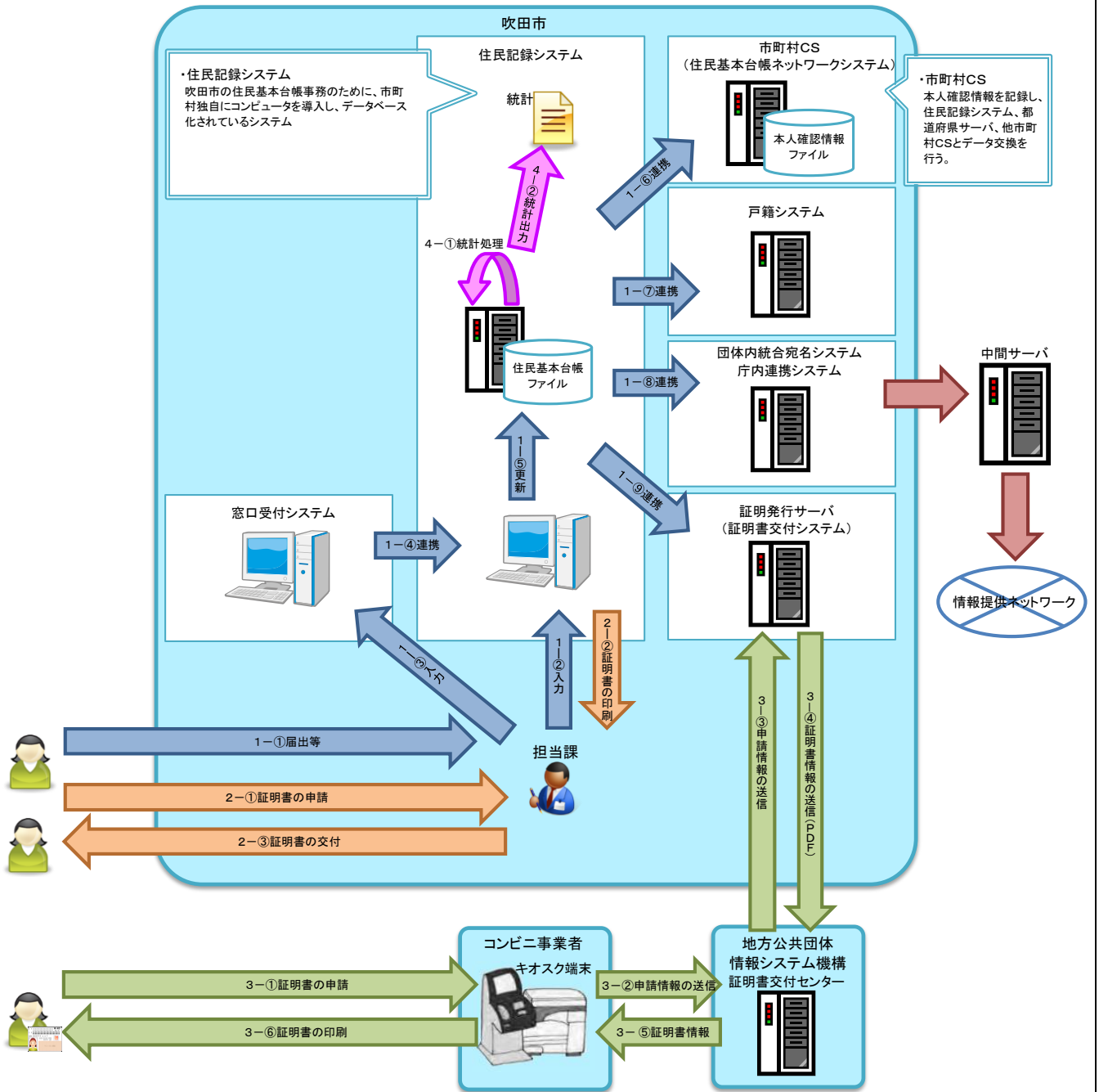


(別添1) 事務の内容

「1 住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容
(住民記録システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

1 住民基本台帳の記載に関する事務

- 1-① 住民より転入、転出、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
- 1-② 住民記録システム端末に異動情報の入力をする。
- 1-③ 転出証明書がある場合は、読み取った内容を元に住民記録システムへの連携情報を入力する。
- 1-④ 入力した情報を住民記録システムへ連携する。
- 1-⑤ ②または④の情報を元に住民基本台帳ファイルを更新する。
- 1-⑥ 本人確認情報に変更等があった場合、市町村CS内の本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-⑦ 更新した住民基本台帳の情報を戸籍システムへ連携する。
- 1-⑧ 更新した住民基本台帳の情報を団体内統合宛名システム・庁内連携システムへ連携する。
- 1-⑨ 更新した住民基本台帳の情報を証明発行サーバへ連携する。

2 証明書の発行に関する事務

- 2-① 住民より住民票の写し等の証明書交付申請を受け付ける。
- 2-② 住民記録システム端末を操作し、該当証明書を作成、印刷する。
- 2-③ 住民票の写し等の証明書を住民に交付する。

3 コンビニエンスストアにおける証明書発行

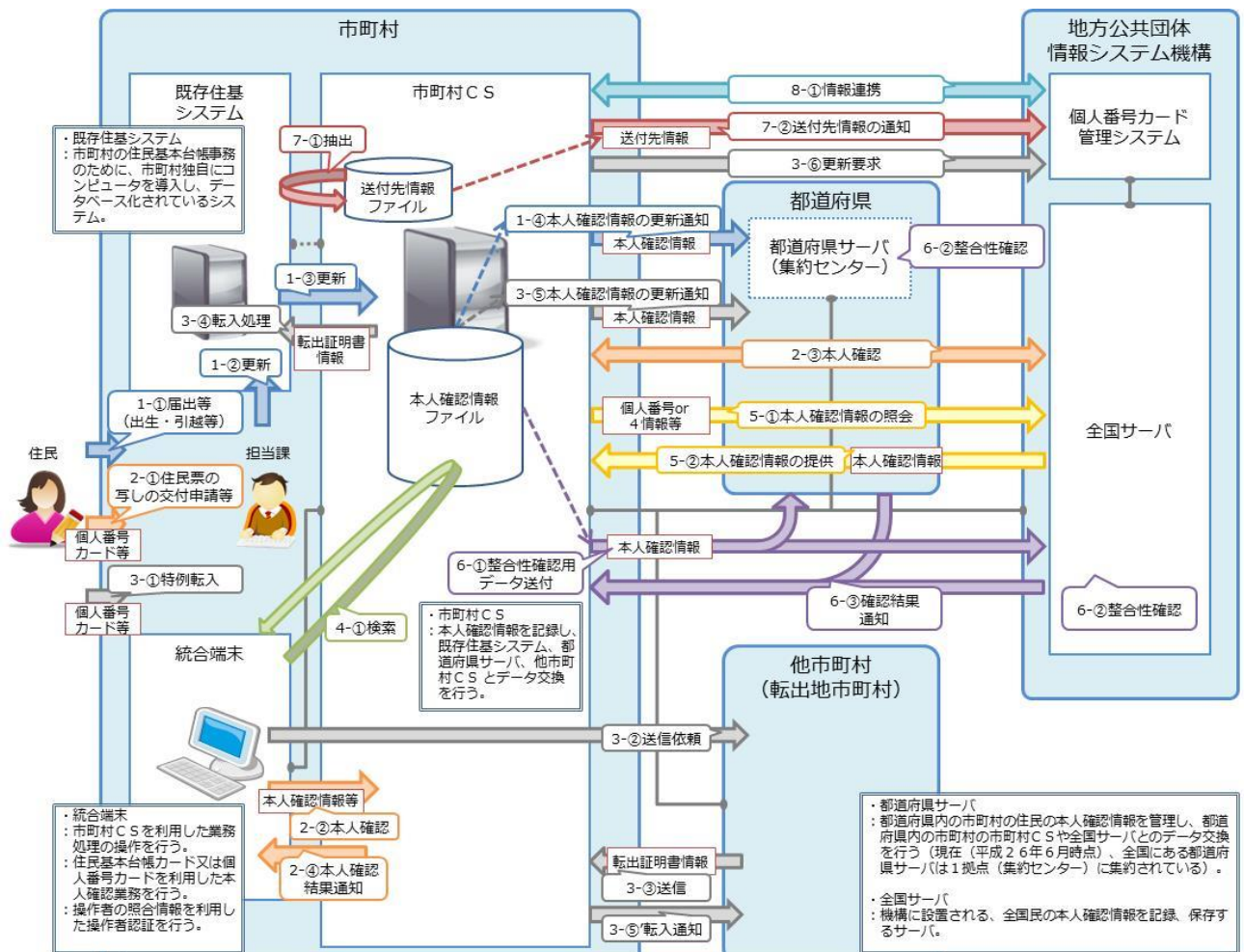
- 3-① 住民がキオスク端末を操作し、個人番号カードを利用して証明書を申請する。
- 3-② キオスク端末から証明書交付センターへ申請情報を送信する。
- 3-③ 証明書交付センターから住所地の証明発行サーバへ申請情報を送信する。
- 3-④ 証明発行サーバは、PDF形式の証明書データを証明書交付センターへ送信する。
- 3-⑤ 証明書交付センターは、偽造防止対策を施した証明書データをキオスク端末へ送信する。
- 3-⑥ キオスク端末が印刷した証明書を住民が受け取る。

4 住民基本台帳の統計作成

- 4-① 住民記録システムにおいて、各種統計作成の処理を実行する。
- 4-② 住民記録システムにおいて、各種統計情報を出力する。

(別添1) 事務の内容

**「2 本人確認情報ファイル」及び「3 送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容
(市町村CSを中心とした事務の流れ)**



※個人番号カードに係る事務(通知カード/個人番号カードの発行・送付など)については地方公共団体情報システム機構(機構)が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。

(備考)

1 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
- 1-② 市町村の住民基本台帳(住民記録システム)を更新する。
- 1-③ 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④ 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2 本人確認に関する事務

- 2-① 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。
- 2-②、③ 統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④ 全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-① 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-② 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。
- 3-③ 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④ 住民記録システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤ 市町村CSより、住民記録システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥ 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4 本人確認情報検索に関する事務

- 4-① 基本4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5 機構への情報照会に係る事務

- 5-① 機構に対し、個人番号又は基本4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-② 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6 本人確認情報整合に係る事務

- 6-① 市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7 送付先情報通知に関する事務

- 7-① 住民記録システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-② 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-① 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。